

広島酔心調理製菓専門学校授業料減免制度のお知らせ

本校では在籍する経済的困窮世帯の学生に対して、経済的基準及び学業成績、出席状況などの要件を総合的に判断して決定する、授業料減免制度を実施することになりました。下記の要件に該当し、授業料減免を希望する学生は、指定の期日までに申し込みを行ってください。なお申し込み多数の場合は、選考させていただきます。必ず希望者全員が授業料減免を受けられる訳ではありませんので、ご了承ください。

【経済的要件】

世帯の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当すること。

- ア 生活保護法による保護費の受給世帯
- イ 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）世帯
- ウ 所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）世帯
- エ 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変世帯（以下の事が確認できる書類を提出していただきます）
 - ・離婚、失業、死亡等の原因により収入が激減していること。
 - ・今年の収入が220～350万円程度以下であること。
 - ・家計急変理由が、一定期間（3か月程度以上）継続が見込まれること。

※上記の要件を満たしているか確認するため、課税証明書等の書類を提出していただきます。

【学業成績要件】

入学から第1学期までの成績で平均A以上の者

【出席状況要件】

平成30年9月末現在で皆勤又は精勤の者

【授業料減免予算額】

平成30年度は160万円を予算額とする。

【授業料減免予定額】

1人当たり学校から20万円、加えて国から10万円の計30万円が減免予定。

【申込場所】

本館1階事務室

【申込締切日】

平成30年10月5日（金）

※なお採用された学生には、個別面談とアンケート調査を実施致します。